

第3回 特定地域札幌交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会
議事概要

日時： 平成30年7月25日（水）14：00～15：10分
場所： 北海道ハイヤー会館 3階大会議室
出席者： 構成員18名 アドバイザー2名
随行者及び事務局10名（随行者3名、事務局3名 運輸局5名）
傍聴者（タクシー事業者・労働組合等）19名

【照井事務局長】

定刻となりましたので、只今より第3回特定地域札幌交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会を開催します。

私は事務局長を仰せつかっている札幌ハイヤー協会の照井です。よろしくお願い申し上げます。

本日の会議は設置要綱第5条15項に基づきまして、議事概要を公開することになっております。

それでは、はじめに配布資料の確認をさせていただきます。

資料の最初に「議事次第」続きまして本日の「構成員出席者名簿」そして「配席図」。

本日は、特定地域の指定期間が平成27年11月1日から平成30年10月31日までの3年間ですが、適正化・活性化の事業計画がまだ取組み中ということでもあり、国土交通省から29年度実績の分析が出るまで、当面、31年3月末まで指定期間を延長したいので、それに同意するかどうかの協議会開催の指示があったものです。

従って、資料については、資料1が「特定地域の指定の期限の延長の取り扱いに関する指針」資料2「適正化の進捗状況」資料3「事業者における活性化の取組み状況」資料4「協議会設置要綱」の4つとなっております。

資料に不足がございましたらお申し出下さい。

本日の協議会の開催案内については、要綱第5条14項「45日前に公表」に基づいて6月11日に北海道ハイヤー協会のホームページ等で公開しておりました。

また、前回の協議会で構成員として申出された機関・団体等には郵送してご案内していたところであります。

なお、北海道労働局様、北海道警察様におかれましては、要綱第4条の協議会の構成員に入っているが、アドバイザーとしての位置づけの申し出があったので、本協議会では、議決権を行使しない立場でのご参加としてご指導をお願いしたいと思います。

始めに、本協議会の成立についてご報告します。今回、構成員としてお申し出のあったのは18名で、本日の出席18名と要綱第5条第16項の規定により、本来過半数で成

立ですが全員のご出席があるので、協議会は適法に成立していることをご報告いたします。

それでは本日の協議会にご出席された構成員のご紹介ですが、人事異動などで一部交代されたところあるので、私から名簿に基づきご紹介させていただきます。

本協議会会長の千葉様。

本協議会座長の川村様。

石狩振興局の渡邊様。

札幌市の飯田様。

江別市は代理出席の白石様。

石狩市の代理出席 上窪様。

北広島市の川村様。

北海道労働局代理出席の河合様。

北海道警察代理出席の高野様。

全国自動車交通労働組合総連合会北海道地方連合会の吉根様

全国交通運輸労働組合総連合北海道地方総支部ハイタク部会の山崎様。

全国自動車交通労働組合連合会北海道地方連合会の鈴木様。

札幌 MK 株式会社代理出席の本間様。

札幌北交ハイヤー株式会社の寺林様。

一般社団法人全国個人タクシー協会北海道支部 代理出席の石川様。

一般社団法人札幌ハイヤー協会の今井様。

札幌商工会議所代理出席の片岡様。

公益社団法人消費者協会の高橋様。

本日も前回同様に法令解釈及び資料説明の助言をいただくということで、北海道運輸局様にご臨席いただいております。

それでは議事次第に従い、千葉会長からご挨拶を申し上げます。

【千葉会長】

西日本豪雨被災者へお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を祈念しております。

昨年2月28日、札幌交通圏における特定地域計画を承認し、認可を受けたところです。

個々の事業者が事業者計画の認可を受け、適正化、活性化を進めているところであります。

平成28年の輸送実績だけで特定地域指定を外すと即断することは難しいことから、平成29年度の輸送実績を参照、精査した上で判断するため平成31年3月31日まで指定期間を延長することに同意するか否か協議を行いたいと思います。

需給バランスをいかに取るかという課題、地域社会にどういった貢献、還元ができるのか、運転者不足、労働環境の改善にどのように取り組めるのか、サービス向上の面からも、議論の正念場を迎えております。

指定期間の延長の同意された場合には、会長、座長、事務局長の任期延長も審議することといたします。

【照井事務局長】

早速、議事に入らせていただきます。議事進行は川村座長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【川村座長】

それでは議事次第に基づき進めさせていただきます。

始めに、本日の協議会を開催するにいたった経緯について、北海道運輸局さんから、資料3に基づきましてご説明いただきたいと思います。

【樋口旅客二課長】

平成27年11月1日特定地域に指定、平成30年10月31日に期限を迎えます。指定解除等の判断は、指定から2年後の年度にあたる平成28年度実績に基づき判断されません。

平成30年3月29日付で指定期間延長に係る指針を公示、札幌交通圏については、当該指針の3. 取組の実施により事業環境が改善したか否か判断するため、平成29年度実績の明らかになる平成31年3月末まで特定地域の指定期間を延長することの可否についてご審議をいただきたいと思いますというところであります。

【川村座長】

只今のご説明について、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

次に、札幌交通圏における「適正化」の状況について、引き続いて運輸局さんの方からご報告願います。

〈北海道運輸局から資料4の適正化の部分の説明〉

【樋口旅客二課長】

資料4、一枚目の適正化の部分について説明します。

平成27年11月1日の法人の指定時車両数が4,871両となっております。

地域計画で目標車両数を4,364両としました。

事業者計画での削減車両数は6月末で426両、事業者計画の実施状況は96.2%となっております。

内訳としては、事前減車を含む減車が111両、全日制限が315両となっております。なお、6月30日における、地域計画以外の自主減車を含めた供給量としては、4,374両となっているので参考まで披露申し上げます。

【川村座長】

ご質問等は、この後まとめてお受けしたいと思います。

関連があるので、事務局より事業者における活性化の取り組み状況などについてご報告願います。

【照井事務局長】

資料4の2ページ以降をご覧くださいと存じます。

地域計画に基づき、業界全体で取り組むもの、あるいは個々の事業者が経営戦略にのってこういうことをやろうという部分で進めている最中です。

一部の例をご紹介しますと思います。

妊婦応援・子育て支援タクシー

現在6社で実施中。札幌交通圏全体で取り組みたい。家族不在でも安心して出産を迎えられるように業界としてシステム作りしたいと考えています。助産婦を講師に6月に管理者向け研修会を実施。平成30年度内には全体の7割に拡大する予定です。

UD タクシー

高齢者、障害者、訪日外国人など誰もが使いやすいタクシー。札幌交通圏の導入台数が東京に次いで2番目となっているところです。引き続き各種補助事業を活用しながら随時導入を促進したいと思っています。

スマホアプリ配車

全国タクシーアプリ、これについては、14社、1,680両、個人タクシー組合については1団体303両が導入しています。

他にも、SKグループは全国タクシーにも参加していますが、独自にSKアプリを6社、638両、第一グループが、モタクということで3社、413両ということで配車アプリの導入が進んでおります。

ICカード、クレジットカード決済

ICカード、クレジットカード決済の導入について、協議会を開いたときに皆さんのご要望にも小銭がなくてもタクシーに乗れるようにしてほしいとあったものであります。

クレジットカードについては車両ベースで7割の導入率であるが、2020年までに導入率を8割まで持って行きたいと考えています。ICカードについては、20%程度の低い導入状況となっているが、こちらも各社の協力の下、拡大を図っていきたいと思っています。

女性ドライバー雇用環境整備

労働力不足は各業界でも課題。男性比率の高いタクシー業界において、女性が新規就労できる、子育てしながら働ける環境整備が必要であり、同じく子育て中の女性も安心して利用できる点も活性化につながると期待するところです。また、現在11社が、国交省の女性ドライバー応援企業の認定を受けており、拡大に向けて取り組んで参りたいと思います。

災害時における緊急輸送

札幌市と札幌ハイヤー協会では平成27年8月に新たな協定締結。大きな災害が起き

た時に、深夜等に防災対策本部等に出動する職員移動手段を確保するといった新たな部分を含めた協定を結びました。

北海道と加盟全地区協会を代表した北海道ハイヤー協会でも同様の協定締結のために協議中、この秋にも締結予定であります。

その他活性化の取組

新千歳空港を利用する旅客に対する輸送力確保、安定供給のため、運輸局協力の下、冬期間に限り同空港を営業区域として運送を実施しております。

本来、札幌交通圏のタクシーは新千歳空港発で札幌交通圏以外の場所にお客さんを降ろすのは区域外営業となるが、観光の推進ということを全官庁上げて行っている中で、当面、地元の事業者に迷惑をかけない、12月から2月末までということで新千歳空港をポイントとして営業区域を持てるという形になっております。

デマンド交通、周遊パス実験ということで、札幌市、札幌観光協会、はこだて未来大学等と連携し、訪日外国人を対象とした観光乗合タクシーに関する実証実験を行う予定。札幌市内で泊まった方がいいが、観光行くのにどうしたら良いかわからないというときに、外国人同士で乗り合わせて周るというニーズに対応したいと考えております。

本件では、観光需要への対応だが、都市部においてもバス路線の不存在などが発生してきており、これを機に地域交通にも取り組んでいきたいと思っております。

このほかにもWi-Fi等も含めてそれぞれの経営戦略に基づいて各社取り組んでおりますが、ご要望があればこの会議に関わらず、ご提案を頂ければサービス向上の一助としていきたいと思っております。

【川村座長】

それでは、只今の「適正化・活性化」における現状報告について、ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願い致します。

【鈴木委員】

適正化の取組について、輸送実績と利用者利便に係る資料が提示されず、一般市民にはわかりにくい。利用者利便、安心、安全という視点が必要だと思います。

年末タクシーが拾えないという意見もあるが、そのような日は年に数日。そのために車両を確保していくことは難しいことなどなど知ってもらう必要があります。以前の協議会のように輸送実績を資料として提示していただきたいと思っております。また、利用者利便に係る情報も提供していただければと思います。

【山崎委員】

クレジットカード決済70%が導入とのことだが、もっと装着率をあげ「クレカOK」の行灯が必要ないくらいの導入にしてほしいと思っております。ICカードについては2割と低い状況にある。東京など3大都市圏では、ICカードの方が利用率が高いとのこと。早期に協会主導で取り組み、拡大することに期待しております。

【吉根委員】

適正化等の取組により、一定程度成果が出ているのだと思うが延長は必要だと思います。事業者と従業員との賃金のあり方の懇談会など設置要望していたところでもありません。

今日の紙面にも、今年是最賃が 25 円引き上げられるということが出ていたが、実際に 10 月くらいから上がってくるのではないかと思うが、タクシーの年収が非常に低く、減車により需給バランスを整えて、労働条件を改善するというのが目的であります。最低賃金が上がっても最低賃金に引かかる従業員に関しては一定の底上げになると考えます。

今、タクシー労働者の賃金体系はオール歩合が多くて実際に最低賃金が上がっても現状の給与体系でこれが労働条件改善に資するかどうかの問題になっていると思っております。

減車をする、活性化をする、労働条件が改善する、社会的にタクシーの地位向上につながるというプロセスのために懇談会などが必要ではないでしょうか。

【照井事務局長】

昨日、中央労働審議会の方から目安が出て、今年も 25 円上がるということで、今の 810 円から 835 円、毎年ずっと上がってきているのに、業界としても収入が全体に減少傾向にあり、この点を含め検討を行う必要があると思います。何より若者がタクシー業界に就業できるような環境整備が必要であると考えております。

【川村座長】

今井委員にお伺いしたいのですが、ハイ・タク業界として、来年の 3 月 31 日まで指定期間を延長するという点についてどのようにお考えでしょうか。

【今井委員】

減車については、計画どおり進んでいると思っております。ハイヤー協会所属の事業者についてはほぼ減車を行っていると考えております。

活性化事業については、各社取り組みの最中となっており、協会としても鋭意進めています。IC カードなども事業者計画に盛り込んで、まさに進めているところ。まだまだこれから取り組んでいかなければならないと考えています。

労働条件の改善については、売り上げが少し上がっているので、少しは改善されているのかと考えています。労働条件の改善については、各社が労使交渉で改善を図っているものと認識しているところです。

今回、議題の指定期間の延長については、協会加盟の全社が年度内の延長について賛成しております。

札幌交通圏が平成 28 年度実績で指定要件を満たしていない点について、赤字事業者が半分以下になったためと認識しています。企業の業績はアベノミクスで最高益などと言われておりますが、業績が実際の労働条件に反映されるまではタイムラグがあること

から、この点を担保されるような制度が望まれるところであります。活性化できたか、労働条件が改善されたかもきちんと検証して、地域指定の是非を考えるべきだと思います。

また、公定幅運賃外の事業者、不同意事業者への勧告など取り組みに協力していない事業者に対する措置についても、適切に実行していただきたいと思っております。

平成 29 年度の実績にて判断するための指定期間延長が同意されたならば、その 29 年度実績が指定要件を満たしている場合には、自動的に指定期間が延長されるように措置していただきたいと強く要望いたします。

【鈴木委員】

特定地域の延長はなされるべきです。改正特措法の主旨には、労働条件の改善と若年層の就業機会の拡大を図ることがあると考えており、これらにより 10 年後、20 年後の地域の足を確保することに取り組まなければなりません。最低賃金に係る議論を人の命を運ぶ許認可事業において論じられることはおかしなことであります。まずは、期間延長して判断していくことが必要で、私たちも法律による成果を出して、地域住民が利益を受けよう取り組む必要があると考えております。

【吉根委員】

先ほどの発言に対して、この場が労使協議の場ではないことは理解しております。

賃金の在り方について、特措法でも累進歩合の廃止なども言っております。

今は悪貨が良貨を駆逐する状況、そのようなことが無いよう適正化、活性化に向けて、労働条件の改善に向けた取り組みの検討をする場の設置を求めているところです。地域指定期間の延長には賛成いたします。

【川村座長】

利用者側として札幌商工会議所の片岡様、何かございますか。

【片岡委員】

活性化策が少しずつ成果を出していることは、利用者側としてはうれしく思っています。成果が感じ取れるようになるまで是非続けて欲しい。ドライバーの高齢化なども言われているが、人の命を扱う職種だけに、心身良好で働けるように労働条件改善など取り組んでいかなければならないと思っております。

電話配車をお願いするときは、サービスの差別化を感じられるが、流し営業のタクシーに乗車する際には選択が困難であり、違いを感じることは難しい。業界一丸となり流しでも一定同じレベルのサービスが受けられるというのは、利用者にとって重要だと思います。指定解除によって過当競争による企業の体力勝負となり、一部では業績好調な事業者が出て、一方では疲弊している事業者が生じ、安定したサービスが提供されないのは利用者としてはよくないと思っております。この点を考慮し、延長に賛成いたします。

【川村座長】

そのほかご意見ありますか？

なければ、提案のあった、「札幌交通圏特定地域の指定期間」の延長について協議会設置要領第5条11の(4)に基づき議決をお諮りしたいと思います。

今回の議決は、(1) 役員の選出議決(2) 設置要綱の変更(3) 特定地域計画の作成以外の議決となるので、(4)に基づいて行います。

道警本部様、北海道労働局様は、オブザーバーということで議決権の行使は行わないので、そのほかの構成員の皆様にお諮りします。

提案のありました「指定期間延長」について、反対の方挙手願います。保留の方挙手願います。賛成の方挙手を願います。

反対は、タクシー事業者として「札幌 MK さん 1 社だけですが、区分ごとの議決権としては、札幌交通圏における車両数に応じた議決としてタクシー事業者は賛成という扱いにいたします。

只今の結果、議決権を有する出席構成員すべてが賛成ということなので「協議会の運営」第5条第11項(4)により、過半数の合意で議決される所、区分ごとの議決権の総数もクリア致し、満場一致で「指定期間延長」が可決されました。

次に、設置要綱第5条の協議会の運営をご覧きたい。3項、7項、10項において、会長、事務局長、座長の任期が平成30年10月31日までとなっているので、先ほどの議決に合わせて任期の延長についてお諮りしたいと思います。

反対の方。保留の方。賛成の方。

満場一致で任期を来年3月31日までとすることが同意されました。

つづいて、「今後のスケジュール」について事務局からご報告願います

【照井事務局長】

本日の議事録が出来次第、国土交通省に「札幌交通圏」としての「指定期間延長」が満場一致で可決された旨、上申致します。その後、国交省から運輸審議会に札幌の状況を説明して、その後判断が下されるものと思っております。

【川村座長】

ただいまの報告について何かご質問等はございますか。

無ければ、全体を通して北海道運輸局さん何かございますか。

【樋口旅客二課長】

特にございません。

【川村座長】

そのほかございませんでしょうか。無いようですので、

以上をもちまして、本日の議事次第はすべて終了いたします。この後は事務局に進行をお返しします。

【照井事務局長】

本日は構成員の皆様方から貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございます

す。

なお、今後の協議会の開催につきましては、別途国交省からの指示があらうかと思えますので、あらためてご連絡することといたします。

本日の議事録は後日、北海道ハイヤー協会・北海道運輸局のホームページで公表します。

以上をもって、本日の協議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、ご協力いただき感謝申し上げます。